

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の参考気配について

みずほリサーチ&テクノロジーズ

サステナビリティコンサルティング第1部

2026年2月

ともに挑む。ともに実る。



- 以下の方法により、東京都の温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における取引価格の参考気配を査定。

「査定」とは、市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

項目	内容
時期	2026年1月～2026年2月
方法	① 排出量取引を行い得る制度対象事業者（売り手と買い手の双方）及び仲介事業者を抽出 ② 合計12社に対し、取引意向、取引価格、市場概況等に関するヒアリング調査を実施 ③ ②の調査結果に基づき、「標準的な取引」（詳細は次頁）における価格水準（査定価格）を推定
査定主体	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

- ヒアリング調査から示唆される市況、及び過去の査定等を総合的に考察し、今回の査定においては、以下の条件を標準的な取引の条件と設定した。

項目	条件
対象クレジット	第二計画期間、及び第三計画期間に発行された以下のクレジット ・ 超過削減量 ・ 再エネクレジット※ ・ 埼玉連携クレジット ※グリーン電力証書を活用する再エネクレジット（その他削減量）に限定
単位数量	第三計画期間の利用において1t-CO ₂ と認識される量
取引ロット	500t-CO ₂ 以上 5,000t-CO ₂ 未満（相当）
受渡しと決済の時期	約定から30日以内（最短）の単回の取引
取引相対	買い手又は売り手となる制度対象事業者が相対で行う取引

ヒアリング調査の結果：買い手の状況

- 第三計画期間整理期間の後半を迎え、削減義務量の正確な不足分を踏まえて、クレジットの確保に動く事業者が増加。併せて少量の不足分を取引するケースが増え、大口の取引と比較してやや高い価格での取引がみられた。
- 義務履行に必要なクレジットを確保済みの事業者が増加。

買い手の状況

- 第三計画期間整理期間の後半を迎え、第三計画期間中の排出量実績の確定、又は見込みが立つ状況となっている。それをもとに、削減義務量の正確な不足分を計算の上、超過削減量の確保に動く事業者が増加している。併せて大口よりも小口の取引が活発化し、小口の取引では大口の取引と比較してやや高い価格で取引される。
- 購入先の決定にあたり、複数社から相見積を取得し、最も安価な見積を提示した売り手と契約する傾向がある。なお、相見積は仲介事業者や超過削減量を保有する既存の取引先事業者から取得するケースが多い。
- 既に義務履行に必要な超過削減量を確保済みの事業者が増加している。

ヒアリング調査の結果：売り手の状況

- 販売されるクレジットは、2026年9月末に有効期限が迫る第二計画期間の超過削減量が中心。
- 第三計画期間の整理期間に入り、小口の取引が増加していることを踏まえ、大口の取引と比較して価格を上げて販売する売り手も存在。

売り手の状況

- 第二計画期間の超過削減量の販売に動く事業者が存在している。一方で、超過削減量を保有している場合でも、取引を検討しておらず積極的な販売に動いていない事業者も存在している。
- 販売されているクレジットの大半は、第三計画期間整理期間末の2026年9月が有効期限である、第二計画期間の超過削減量である。買い手の正確な不足分を踏まえた小口の取引が増加していることから、大口の取引と比較して、価格を引き上げて取引するケースも見られる。
- 第三計画期間の超過削減量は、第四計画期間の義務履行が確実となるまでバンキングを行う意向を示す事業者が多いものの、一部の事業者では販売に向けた動きが始まっている。

ヒアリング調査の結果：クレジットの種類

- 2026年9月末に有効期限が迫る第二計画期間の超過削減量が取引の中心。第三計画期間の超過削減量はバンキングに回されているケースが多い。
- 価格や取引量によって超過削減量以外のクレジットの取引を選択するケースも存在。

クレジットの種類

- 第二計画期間の超過削減量が、現在の都制度における取引の中心となっている。
- 第三計画期間の超過削減量は、現時点ではほとんど流通していない。第四計画期間の削減義務率の引き上げを見据え、バンキングに回されているケースが多いためである。ただし、第二計画期間の超過削減量よりも高い価格での販売を検討している事業者も、少数ながら存在している。
- 都制度とリンクしている埼玉県制度のクレジット（埼玉連携クレジット）の取引も見られる。価格や取引の規模等を踏まえ、埼玉連携クレジットが選択されるケースもある。

ヒアリング調査の結果：再エネクレジットの価格

- 再エネクレジットはグリーン電力証書を変換したものが多く、証書の価格帯をもとにして価格が決まる傾向。
- グリーン電力証書の供給はやや減少傾向であり、再エネクレジットの価格は高止まり。

再エネクレジットの価格

- 再エネクレジットは、グリーン電力証書由来のものが多く、この証書の価格帯をもとにして取引価格が決まる傾向である。
- 超過削減量と比較し高額であるため、義務履行のために再エネクレジットを愛好する事業者は少ない。
- グリーン電力証書については、温対法など国の制度への対応や各種イニシアチブ（CDP、RE100、SBTi等）における報告など都制度外における需要が引き続き存在する。グリーン電力証書の発行量は2020年をピークとしてやや減少傾向であり、堅調な需要と供給の減少を受け、価格が高止まりしていると考えられる。その結果、再エネクレジット価格も同様に推移している。

- 東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度におけるクレジット価格の査定値
(2026年2月時点)

クレジット	査定価格帯	(参考) 2025年8月時点の査定価格帯
超過削減量 (第二計画期間発行分)	180～1,000 円/tCO ₂	170～1,000 円 /tCO ₂
再エネクレジット	4,100～8,200 円/tCO ₂	4,100～8,200円 /tCO ₂

【留意点】

- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの
- ✓ ここで示す査定価格は前述の標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、実際の取引価格は、取引形態、特に取引ロットの大小によって、ここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある
※ヒアリングを行った標準的な取引のロットは、500～5,000t-CO₂
- ✓ 再エネクレジットの査定価格は、主にグリーン電力証書の参考価格等から推計

超過削減量および再エネクレジットの価格推移（円/t-CO₂）

